

大垣市井水計測器取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大垣市下水道条例（平成17年条例第64号）第19条第2項第2号及び大垣市農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第62号）第14条第4項に規定する計測器（以下「計測器」という。）の取扱いについて定める。

(取付け対象)

第2条 計測器は、井戸水等（動力を用いて揚水するものに限る。以下同じ。）を主として一般家庭の家事以外の用途に供する次に掲げる建物（以下「事業場」という。）で、市長が必要と認めるものに取り付けるものとする。

- (1) 病院
- (2) 飲食店
- (3) 料理店
- (4) 生鮮食品販売店
- (5) 豆腐製造事業所
- (6) 製麺事業所
- (7) その他市長が計測器の取付けが適当と認めるもの

(計測器)

第3条 計測器は、水道メーターとする。

(取付け)

第4条 市長は、計測器を下水道の使用者（以下「使用者」という。）に貸与する。この場合において、当該計測器の取付け費用は、市長が負担する。

- 2 計測器及び取付け施工業者は、市長が指定する。
- 3 計測器の取付け位置は、市長が使用者と協議のうえ揚水量の計測が容易な場所のうちから定める。
- 4 取付け工事は、市長が別に定める仕様書により施工するものとする。ただし、これにより難しいときは、この限りでない。

(計測器の特例)

第5条 第3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する汚水又は

廃液を排出する事業場の計測器は、市長が認める排水流量計によることができる。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第11条の2の規定による届出を必要とする事業場で、市長が必要と認めるもの
- (2) 下水道法第12条の2に規定する特定事業場（特定事業場ではないが当該要件に該当すると市長が認めるものを含む。）で、公共下水道、農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設（以下「公共下水道」という。）に排出する前処理として処理施設相当の除害施設を通して汚水若しくは廃液を排出するもの又は公共下水道接続以前は処理施設を通して汚水若しくは廃液を排出していたもの
- (3) 前2号に該当しない事業場で、井戸水等の揚水量を計測せず、汚水の排水量を計測するもの

2 前項に規定する場合において、当該排水流量計の費用及びその取付け費用は、前条第1項の規定にかかわらず、当該事業場を設置する者の負担とする。

（給・排水工事原簿）

第6条 排水設備工事に伴い井戸水等を使用し、その排水を公共下水道等へ排除しようとする者は、給・排水工事原簿に井戸水配管図を記入しなければならない。

2 前項の給・排水原簿に関する詳細な事項は、市長が別に定める。

（計測方法）

第7条 使用水量の計測は、計測器及び排水流量計に表示された水量を基準とする。

2 計測に要する経費は、原則として市の負担とする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(時間計の特例)

- 2 この要綱施行の際現に設置され、使用されている時間計については、この要綱に規定する計測器とみなす。この場合において、使用水量の計測は、第7条の規定にかかわらず、単位揚水量と時間計により積算された稼働時間との積により算出し、その単位揚水量は、原則としてポンプの銘版に表示された能力とする。